

死亡届の手續をされた方へ

死亡届の手續は終了しました。

◎火葬施設を利用される方・・・死体埋火葬許可証を受け取り、火葬施設へお持ちください。

※後日下記の案内を参考に、必要な手續をしてください。(詳しくは担当課でお尋ねください。)

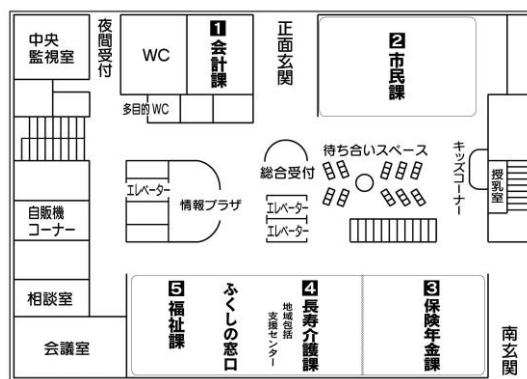
※世帯主の方が亡くなった場合、新たに世帯主を設定することになります。亡くなった方に配偶者がいる場合は配偶者、いない場合は子を新しい世帯主とします。世帯主を変更したい場合は本人確認書類を持参の上、亡くなった方と同世帯の方が市民課にお越しください。

みよし市役所 Tel.0561-32-2111 (代表)

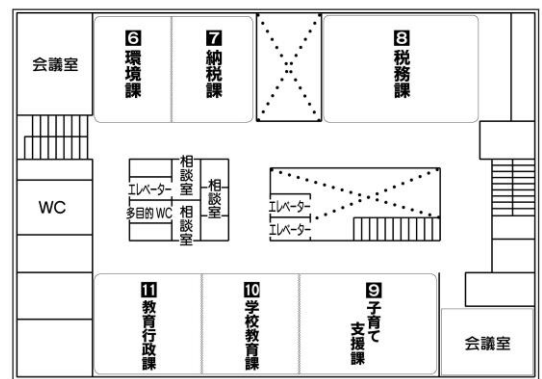
	亡くなった方が以下の場合	手續の内容及び必要書類	窓口番号・担当課
1	印鑑登録をしている	登録が廃止されますので、印鑑登録証を返納してください。	2市民課 (1階北側)
2	住民基本台帳カードの交付を受けている	登録が廃止されますので、住民基本台帳カードを返納してください。	
3	マイナンバーカードもしくはマイナンバーの通知カードを持っている	返納の手續きは不要ですので大切に保管してください。登録は廃止されますが、死亡後の手續きでマイナンバーが必要な場合があります。	
4	国民健康保険に加入している	資格喪失の手續をしてください。(国民健康保険証、印鑑、死亡届出人等の預金通帳) 葬祭費の支給申請をしてください。(印鑑、喪主の預金通帳、葬儀の領収書)	3保険年金課 (1階南側)
5	後期高齢者医療制度に加入している	資格喪失の手續をしてください。(保険証、印鑑、死亡届出人等の預金通帳) 葬祭費の支給申請をしてください。(印鑑、喪主の預金通帳、会葬礼状等)	
6	国民年金に加入している	資格喪失の手續をしてください。(年金手帳、印鑑等) ※死亡一時金等の請求の可能性がありますのでご相談ください。	
7	年金を受給している	受給している年金により手續が異なりますので、豊田年金事務所 (Tel.0565-33-1114) へお問い合わせいただくか、保険年金課窓口でご相談ください。(年金証書、印鑑等) ※共済年金を受給している方は各種共済組合へ直接お問い合わせください。	
8	各種福祉医療受給者証を持っている	障がい者、子ども、母子家庭等、後期高齢者福祉医療等の医療受給者証をお持ちの方は、資格喪失の手續をしてください。(各種福祉医療受給者証)	
9	介護保険被保険者証を持っている	介護保険被保険者証を返納してください。 介護保険料精算の手續をしてください。 (印鑑、死亡届出人等の預金通帳)	4長寿介護課 (1階南側)
10	福祉手当を受けている	所定の手續をしてください。 未払手当がある場合は、配偶者等の預金通帳をお持ちください。(印鑑、死亡届出人等の預金通帳)	4長寿介護課 5福祉課 (1階南側)

	亡くなった方が以下の場合	手続の内容及び必要書類	窓口番号・担当課
11	障がい者手帳（身体、療育、精神保健福祉）を持っている	手帳の返還の手続をしてください。 （手帳、印鑑）	5 福祉課 （1階南側）
12	納税をしている	市・県民税、固定資産税、軽自動車税等は税務課でお尋ねください。	8 税務課 （2階北側）
13	児童手当を受けている	受給者が亡くなった時は死亡の翌日から15日以内に受給者変更の手続が必要です。新たに受給者となる方の認印、マイナンバーカードまたは通知カード、健康保健証、通帳をお持ちください。未支払の手続があるときは、対象児童名義の通帳をお持ちください。（児童が亡くなった場合の手続は不要です）	9 子育て支援課 （2階南側）
14	児童扶養手当（ひとり親手当）を受けている	受給者（児童の母または父等）が亡くなった時は、死亡から14日以内に、死亡届を出した方から児童扶養手当受給資格者死亡届の提出が必要です。未払の手当があるときは、対象児童の認印と通帳をお持ちください。	
15	市営住宅に住んでいる	死亡の記載がされた除住民票を取得した上で、都市計画課へお尋ねください。	18 都市計画課 （4階南側）
16	し尿くみ取りをしている	世帯の人数で手数料が異なりますので、変更申込書の提出をお願いします。	6 環境課 （2階北側）
17	霊園を使用したい	市管理のやすらぎ霊園の他に、行政区が管理する墓地もありますので、各管理者へご相談ください。	
18	農地もしくは森林を所有している	相続により農地もしくは森林を取得した方の届出をお願いします。	14 産業課 農業委員会 （4階南側）

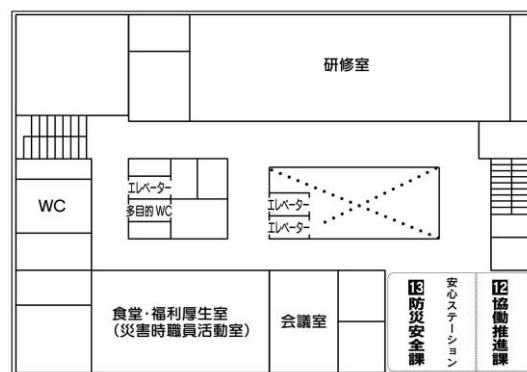
1階



2階



3階



4階

